

前橋市災害遺児手当支給条例の改正について（議案第66号）

こども支援課

1 改正の理由

災害遺児手当の支給対象とする者の範囲等を見直す。

2 主な内容

- (1) 災害遺児手当の支給対象とする児童の範囲を拡大し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。
- (2) 災害遺児手当の受給資格者から外れる場合を定める規定において、児童福祉法の引用条項を改める。

3 施行期日

2の(1) 令和6年10月1日

2の(2) 公布の日